# 令和3年第12回三股町農業委員会総会議事日程 令和3年12月24日(金)

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第20号使用貸借の合意解約について
- 日程第5 議案第62号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第63号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について
- 日程第7 議案第64号農地法第4条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第65号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第9 議案第66号令和3年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)の承認に ついて
- 日程第10 議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の承認について

## 令和3年第12回三股町農業委員会総会審議結果

## 日程第5

議案第62号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決 (5)

## 日程第6

議案第63号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決(1)

## 日程第7

議案第64号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決(1)

## 日程第8

議案第65号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決(4)

#### 日程第9

議案第66号令和3年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)の承認について

可決 (2)

## 日程第10

議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の承認について

可決 (123)

## 令和3年第12回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

- 1. 会 期 12月24日(金曜日)1日間
- 2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 12月24日(金曜日)

## 議 案 審 議

## 出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	上水	広志
3番委員	内村	介貞
4番委員	下石	昭廣
5番委員	馬渡	芳文
6番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 小牧 力

## 欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 課長補佐

事務局 主 事

(一 同 礼)

#### 開 会 9時00分

#### 事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行 をお願いします。

#### 議長 (溝口良信)

それでは、ただ今から令和3年第12回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の小牧力さんが会議に出席し、第3ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村介貞さんと4番委員の下石昭廣さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声)

#### 議長 (溝口良信)

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計13件23筆22,773㎡、うち田が18筆17,651㎡、畑が5筆5,122㎡でございます。詳細については、総会資料3頁151番から6頁163番のお目通しをお願いします。

#### 議長 (溝口良信)

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

#### 議長 (溝口良信)

ないようですから、次の報告に進みます。日程第4、報告第20号使用貸借の合意 解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

報告第20号使用貸借の合意解約について報告するもので、合計2件4筆2,235 ㎡、 うち田が4 筆 2,235 ㎡でございます。詳細については、総会資料8頁26番から9 頁27番のお目通しをお願いします。

#### 議長 (溝口良信)

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

#### 議長 (溝口良信)

ないようですから、次の議案に進みます。日程第5、議案第62号農地法第3条の 規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第62号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計5件12筆11,843 m、田が7筆6,060 m、畑が5筆5,783 mでございます。詳細について、担当が5件続けてご説明いたします。

#### 事務局

議案第62号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料11頁49番から53番になります。別冊の航空写真とあわせてご覧ください。受付番号49番、受付年月日:令和3年12月10日、受人:〇〇〇(㈱〇〇〇〇)、渡人:〇〇〇〇、申請地:宮村字上鷹〇〇〇番、地目:畑、合計面積:2,015㎡です。こちらは受人要望による賃借権の設定(5年)となっております。権利を取得しようとする者が法人であり、かつ申請農地において耕作または養畜の事業がその法人の主たる事業の運営に欠くことの出来ない試験、研究を行うと認められるため、農地法第3条第2項の例外規定となり、効率利用要件、従事要件、調和要件、下限面積等許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 50 番、受付年月日:令和3年12月10日、受人:○○○、渡人:○○○、申請地:宮村字並木○○○○番○、地目:田、面積:587 ㎡です。こちらは渡人の農業廃止による所有権移転売買となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 51 番、受付年月日:令和3年12月10日、受人:○○○、渡人:○○○○、申請地:樺山字塚下○○○番○他1筆、地目:田、合計面積:1,821 ㎡です。こちらは贈与による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のす

べての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 52 番、受付年月日:令和 3 年 12 月 10 日、受人:〇〇〇〇、渡人:〇〇〇、申請地:宮村字中原〇〇〇〇番〇他 4 筆、地目:田、畑、合計面積:4,171 ㎡です。こちらは贈与による所有権移転となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 53 番、受付年月日:令和 3 年 12 月 10 日、受人:〇〇〇〇、渡人:〇〇〇〇〇、申請地:樺山字高見〇〇〇番〇他 2 筆、地目:田、畑、合計面積:3,249 ㎡です。こちらは贈与による所有権移転となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

#### 議長 (溝口良信)

それでは、担当委員の説明をお願いします。

#### 5番委員(馬渡芳文)

受付番号 49 番は 12 月 17 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認と電話での本人聴き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇にある〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇で、昭和 57 年から当地に試験場を開設し、牧草、飼料作物の品種開発を長期に渡り実施されております。試験圃場の面積は約 500 ヘクタールあります。農場の構成員は 7 名です。農地は全て耕作されており、機械等も充実しており、状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。試験用圃場の拡大を図るための賃借権の設定となっております。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

#### 2番委員(上水広志)

受付番号 50 番は 12 月 17 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認をいたしました。 場所の説明は航空写真をご覧ください。渡人の農業廃止による所有権移転売買となっております。受人は〇〇在住で奥さんと二人で水稲を中心に農業経営をされています。地区の土地改良の会長もされております。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。 農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

#### 1番委員(小倉休幸)

受付番号 51 番は 12 月 17 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認と本人の聴き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で、水稲を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、農作業に従事する人は 2 名です。また、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

#### 2番委員(上水広志)

受付番号 52 番は 12 月 17 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認をいたしました。 場所の説明は航空写真をご覧ください。受人と渡人は親子(父と娘)で受人要望による所有権移転贈与となっております。受人は〇〇〇在住で農業をされております。 今回取得する農地は両親とともに耕作をされると聞いております。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 53 番も 12 月 17 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらも 52 番と同じく親子 (母と娘)での所有権移転贈与となっております。受人は〇〇〇在住で農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

#### 議長 (溝口良信)

それでは、説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんか

#### 議長 (溝口良信)

ないようですので、受付番号 49 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

## 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 49 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 50 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 50 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 51 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 51 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 52 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 52 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 53 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 53 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第6、議案第63号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第63号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計1件4筆1,384.29㎡で、宅地が4筆1,384.29㎡でございます。詳細については、担当がご説明いたします。

#### 事務局

議案第63号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について、ご説明いたします。総会資料の13頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。受付番号10番、許可年月日:令和2年1月22日、許可番号〇〇〇一〇一〇、転用事業者:株式会社〇〇〇〇〇〇です。事業を遂行できない理由は、譲渡人は許可後、買い手がつかず苦戦していたところ、譲受人より4区画を自社で建売住宅を建築したいとの申し出があり土地の売却をするものです。後ほど5条申請で説明いたします。

これについて何かご意見、ご質問はありませんか。

#### 議長 (溝口良信)

ないようですので、受付番号 10 番について、承認することに賛成の方は挙手をお 願いします。

## (全員挙手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 10 番は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第64号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第64号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆1,843 m、畑が1筆1,843 mでございます。詳細について、担当がご説明いたします。

#### 事務局

議案第64号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料の15頁14番をご覧ください。別添の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 14 番、受付年月日:令和 3 年 12 月 10 日、申請者:〇〇〇〇〇、申請地:宮村字尾崎〇〇〇番〇〇〇、地目:畑、面積:1,843 ㎡、転用目的は山林で追認申請となります。こちらは、第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。尚、こちらは追認申請のため始末書が添付されています。以上です。

#### 議長 (溝口良信)

担当委員の説明をお願いします。

#### 5番委員(馬渡芳文)

受付番号 14 番は令和 3 年 12 月 17 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査をいたしました。場所については航空写真をご覧ください。現地に行くには途中の道路に倒木等があり、徒歩で現地確認をしました。転用目的はクヌギの植栽(100 本)ということであります。周辺は原野の状況で周辺に係る支障はありません。特に問題なく、許可相当と判断しました。

なにかご質問、ご意見はありませんか。

#### 議長 (溝口良信)

ないようですから、受付番号 14 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 14 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第65号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第65号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計4件7筆2,308.29 ㎡、うち田が1筆386㎡、畑が2筆538㎡、宅地が4筆1,384.29㎡でございます。詳細について、4件続けて担当がご説明いたします。

#### 事務局

ご説明いたします。総会資料の17頁85番から18頁88番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 85 番、受付年月日:令和 3 年 12 月 10 日、受人:㈱○○○○、渡人: ○○○○○○(㈱、申請地:樺山字蔵元○○○番○他 3 筆、地目:宅地、合計面 積:1,384.29 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は建売住宅 4 棟です。 こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断い たします。

続きまして、受付番号 86 番、受付年月日:令和3年12月10日、受人:○○○、渡人:○○○○、申請地:長田字天木野○○○番○、地目:畑、面積:15 ㎡です。贈与による所有権移転です。転用目的は通路です。こちらは第2種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 87 番、受付年月日:令和 3 年 12 月 10 日、受人:〇〇〇、渡人:〇〇〇〇、申請地:樺山字出水〇〇〇番〇、地目:畑、面積:523 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的はロール置場で追認申請です。こちらは第 2 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。尚、こちらは追認申請となっておりますので、始末書が添付されております。

続きまして、受付番号 88 番、受付年月日:令和 3 年 12 月 10 日、受人:○○○、渡人:○○○○、申請地:新馬場○○番○、地目:田、面積:386 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

#### 議長 (溝口良信)

それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

#### 2番委員(上水広志)

受付番号 85 番は 12 月 17 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらは、以前に宅地造成ということで開発行為が進んでいるところです。現在は宅地になっている状況です。すでに他の区画には住宅が建っております。特に問題なく、許可相当と判断しました。

## 農地利用最適化推進委員 (小牧力)

受付番号 86 番は 12 月 17 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は水路の際にあり、その下側には農地があります。受人所有の山林や農地を管理するために使用する通路としの転用申請となっております。特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

#### 2番委員(上水広志)

受付番号 87 番は 12 月 17 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で畜産業を営まれております。申請地は親戚の所有地で、そこにロール等を置いてありましたが無断転用になっておりました。今回その土地の相続登記が終わったということで、無断転用を改善するために売買による所有権移転をされるものです。境界にはブロックもあり、隣接地に土砂流出等の被害がないようにします。雨水は自然浸透ということです。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

#### 1番委員(小倉休幸)

受付番号 88 番は 12 月 17 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は、現在貸家住まいでその解消のために、一般個人住宅1棟を建築されるものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については既設側溝へ排水します。 特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。以上です。

#### 議長 (溝口良信)

只今、説明等が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、受付番号 85 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 85 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 86 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 86 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 87 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 87 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 88 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号88番は承認することに決定しました。続きまして、 日程第9、議案第66号令和3年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)の承認に ついて提案いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第66号令和3年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)の承認についてでございます。今回2件上がってきております。詳細については、先日の全体協議会で推薦委員の説明を受けたとおりです。ご審議の方をお願いします。

#### 議長 (溝口良信)

只今、事務局の説明がありました通り、先日の全体協議会において、それぞれ上西 委員、前田委員のほうから説明をしていただきました。今回の2名については更新 となっております。これについてなにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、令和3年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので令和3年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)について承認することに決定しました。続きまして、日程第10、議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計12件15 筆14,170㎡、うち田が10 筆8,687㎡、畑が5 筆5,483㎡でございます。利用権設定については、合計が111件209 筆200,100㎡、うち田が148 筆134,922㎡、畑が61 筆65,178㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計98件188 筆183,949㎡、うち田が130 筆121,466㎡、畑が58 筆62,483㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計13件21 筆16,151㎡、うち田が18 筆13,456㎡、畑が3 筆2,695㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

#### 議長 (溝口良信)

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 21 頁 93 番から 23 頁 104 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 24 頁 407 番から 43 頁 504 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 44 頁 505 番から 46 頁 517 番までとなっております。これについて皆さんから何かご質問、ご意見はありませんか。

#### 議長 (溝口良信)

ないようですから、総会資料の所有権移転に関する 21 頁 93 番から 23 頁 104 番まで、及び利用権設定に関する 24 頁 407 番から 46 頁 517 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

#### 議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する 21 頁 93 番から 23 頁 104 番ま

で、利用権設定に関する 24 頁 407 番から 46 頁 517 番までについて承認することに 決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本 日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。 以上で第12回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時00分